

# 京 佛

新 年 号



城陽市 極楽寺 重文 木造阿弥陀如来立像

一般財団法人 京 都 仏 教 会

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	理 事	〃	〃	常 務 理 事	理 事 長
長 澤 香 静	伏 見 浄 香	佐 伯 功 勝	奥 垣 内 圭 哲	横 江 桃 国	町 田 泰 宣	菊 入 諒 如	森 孝 忍	三 浦 文 良	谷 内 弘 照	安 井 攸 爾	坂 口 博 翁	佐 分 宗 順	宫 城 泰 年	有 馬 頼 底
〃	名 譽 顧 問	〃	監 事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	評 議 員
上 村 貞 郎	東 伏 見 慈 晃	小 澤 昭 美	川 村 俊 弘	田 邊 宗 一	田 中 惠 厚	掃 部 光 昭	山 木 雅 晶	澤 宗 泰	北 園 文 英	砂 原 秀 輝	大 西 真 興	荒 木 元 悦	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	参 事
舞 鶴 東 仏 教 会 会 長	三 和 町 仏 教 会 会 長	大 江 町 仏 教 会 会 長	綾 部 市 仏 教 会 会 長	福 知 山 市 仏 教 会 会 長	加 悦 谷 仏 教 会 会 長	京 丹 波 町 丹 波 仏 教 会 会 長	京 丹 波 町 和 知 仏 教 会 会 長	戸 田 妙 昭	能 登 春 夫	沢 田 教 英	吉 田 清 順	華 園 源 昭	〃	〃
堀 尾 大 直	村 井 俊 道	梅 原 正 俊	中 嶋 暁 道	渡 辺 英 俊	松 尾 玄 幸	田 原 良 英	竹 中 成 圓	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃



理事長報告

心外無別法

しんげにべっほうなし

臨濟宗相国寺派管長

理事長 有馬 頼 底



令和四年壬寅の新年を迎え、ご寺院、賛助会員の皆様に於かれましては、益々ご隆昌の御事と存じ上げます。また平素より当会に対し格別のご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、コロナで明け暮れた昨年もようやく年末には落ち着いたかに見えましたが新たなオミクロン株が俄かに増大しはじめ、この新年も不安の中での出発となりました。私どもの参画する「明日の京都文化遺産プラットフォーム」でもコロナに直面する茶道、華道、香道の代表の方々による対談が行われ、伝統を堅持する立場から様々に工夫し立ち向かっておられることを勉強致しましたし、長く深い時間軸の中の一時的困難を多くの人々と共に乗り越えてゆこうとする姿勢に感銘を覚えました。

今日、宗教を取りまく様々な社会的テーマに私ども宗教界は答えられているでしょうか？

心外無別法

しんげにべっほうなし

例えば、日本における臓器移植の現状について、併せて脳死、心臓死について。また、死刑制度について。そして明治以降の国家と宗教の在り方について。しっかりと過去を検証し、今を見据え、未来の宗教界に伝えてゆくことの努力を怠ってはいけないと思っております。そういう仏教会であらねばならないと心から思います。

「三界唯一心、心外無別法」と続きます。「三界」とは欲界、色界、無色界のこと。その三界にはただ一つの心があるのみだ。その一つの心以外には法はないんだということ。つまり、この世の中のあらゆる現象は、集約されて「心」となってあらわれる。だから仏法といえども、この心の外にあるわけではない。この心こそ、すべての存在の根本である。あらゆる存在するものの根源を、心というもので言います。その心を離れて

【色紙説明】

虎嘯（とらうそぶく）  
虎が吠えている。

大機という禅語があります。機というのはチャンスということ。虎が嘯けば、百獣は引つ込んでしまふ。

虎が嘯けば、まさに大機でしょう。しかし、大機だけでは無用であり、「大用」を源にどういう行動を取れば良いかが大事となります。虎が吠えているときに、どう行動するかが大切な作用となります。

合掌

# 「厚生年金」とは何なのか？

## ～～寺院のための解説～～

宗教法および宗教経営研究所所長教授  
宗教と社会研究実践センター副所長

櫻井 罔 郎



### 「厚生年金」とは？

「厚生年金」とは、厚生年金保険法という法律によって政府が運営している労働者のための強制加入の保険制度（年金制度）です。

具体的には、「労働者の老齢・障害・死亡」について、保険給付（老齢年金・障害年金・遺族年金の支給）が行われる制度です（一条）。

ただし、国家公務員、地方公務員、私立学校の教職員については、国家公務員共済、地方公務員共済、私立学校教職員共済が定められており、一般の労働者のための厚生年金とは別に、それぞれの共済に加入することになっています。

また、労働者でない国民（個人事業主、会社役員など、無職）には、国民年金法による「国民年金」が定められており、強制加入です。

したがって、すべての国民は、「厚生年金」か「国民年金」か「共済」かいずれかに必ず加入することになっており、「国民皆年金」と呼ばれています。

### 「労働者」とは？

ここで、厚生年金の加入対象となる「労働者」とは、「労働の対償」として賃金・給与・手当などを受ける者（つまり、「給与所得者」）が該当します（三条一項三号・四号）。

「労働者」とは、事業主（使用者）に雇用され、事業主に使用されて、事業主の労働に従事し、その対償として給与を受ける者（民法、労働基準法、労働契約法）。

寺院においては、寺務所の職員、運転手、清掃員、調理員、境内整備員、警備員などが「労働者」に当たります。

パートタイムやアルバイトであっても「給与を受ける労働者」にあたりませんが、臨時的、一時的または季節的に使用される者は対象外です（後述参照）。

もちろん、これらの業務に従事する者であっても、檀信徒その他ボランティアで従事し、給与を受けていない者は、「労働者」には該当しません。

ボランティアに、お弁当を出し

たり、経本、半袈裟、お供えなどを施したとしても、「労働の対償」とは考えられませんから、「労働者」には当たりません。

また、寺院事務（特に、会計事務や電子データ処理など）、清掃、調理、備品管理や備品修理、警備などを、寺院からの委託を受け、請け負って行う者は、自己の計算と自己の判断で業務を行う「事業主（個人事業主）」ですから、「使用される労働者」ではありません。

### 「労働者の使用」とは？

事業主による「労働者の使用」とは、事業主の指揮監督下で、事業主の指示（業務命令）に従って所定の業務に従事させることをいいます。

一定程度の職務権限内での自己判断はありますが、あくまでも事業主の指揮監督下にあり、業務命令の範囲内に限り、事業主の指揮命令に反することはできません（反すれば、業務命令違反となり、懲戒処分の対象となり、最悪の場合、解雇となります）。

たとえば、寺院に雇用されて、清掃具や作業着を与えられ、朝九時から午後五時まで勤めて、寺院の計画に従って、寺院の清掃をし、給料を得る職員は「労働者」です。同じように寺院の清掃をする者であっても、寺院からの請負で、自己の清掃具や作業着で、自己の計画に従って、寺院の清掃をする者は、労働者ではなく、「請負人（個人事業主）」です。

### 「適用事業所」とは？

厚生年金に加入しなければならない事業所（適用事業所）とは、「常時、一人以上の従業員を使用する法人の事務所や事業所」です。「法人」とは、株式会社など営利法人だけではなく、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人などあらゆる法人が対象です。当然に「宗教法人」も対象となる法人です。厚生省は「すべての法人は厚生年金に加入しなければならない」と言っていますが、法律の規定を無視した誤った表現です。

あくまでも、「常時、一人以上の従業員を使用する法人」に限られているからです。

したがって、一人も常時雇用の従業員を使用していない宗教法人は厚生年金の対象外となります。

### 「常時、使用する」とは

厚生年金に加入しなければならないのは「常時雇用の労働者」ですから、①「臨時的な労働者」、②「一時的な労働者」、③「季節的な労働者」は対象外となります。

たとえば、①台風の被害を受けた本堂の修復のために雇用される者は「臨時的な労働者」ですし、②開祖五百年紀の行事に雇用される者は「一時的な労働者」ですし、③お盆・お彼岸・年末年始などの行事のために雇用される者は「季節的な労働者」です。

正確には、①日雇いまたは二月以内で使用される臨時的労働者、②所在地が一定しない事業所で使用される一時的労働者、③四月以内の季節的業務に使用される労働者です。

このような従業員を何人雇用していても、厚生年金の適用事業所とはなりません。

### 「厚生年金の被保険者」とは？

さらに、厚生年金の「被保険者」となるのは、「七十歳未満の者」に限られています（九条）。

したがって、七十歳以上の高齢者のみを雇用している寺院であれば、従業員が何人いても、厚生年金の対象外となります。

### 代表役員は労働者か？

代表役員は、宗教法人を代表して、宗教法人の事務を執行する役員です。

代表役員がその職務を行う根拠は、宗教法人から宗教法人の代表権や事務執行権を委託されたからです。

それを法的には「委任」といいます。

したがって、代表役員の地位は「委任の受任者」であって、「雇用の労働者」ではありません。労働

者でないのですから、厚生年金加入の対象外となります。

なお、宗教法人によっては、その規則で、「代表役員は無報酬とする」旨の規定が置かれており、保険料算出の基礎がゼロでは、適用するにも適用の余地がないでしょう。

もちろん、代表役員として報酬を受けていても、「役員報酬」であって、「労働者の」給与」になるものではなく、「役員」が「従業員」に転じるはずがありません。

### 従業員を兼ねる役員

ただ、厚生省（当時）の古い通達に、「従業員と同様の業務を行う役員はその限度で厚生年金に加入させてかまわない」という趣旨のものがあります。

会社組織にした商業・工業・鉱業・食品業・運送業などの社長さん（代表取締役）が従業員と変わらずに働いている構図です。

その場合、社長といえども従業員と同じだから厚生年金に加入させても良いという発想です。

もちろん、従業員としての給与を会社から受けていることが要件となります。給与を受けていないなら、厚生年金を適用する余地がないからです。

寺院でも、僧侶でない寺務長や執事長などが代表役員に選任された場合には、同様の対応となります。

### 責任役員は労働者か？

責任役員も代表役員と同様です。

責任役員は、宗教法人から委任を受けて、宗教法人の事務を決定する責任を負っていますが、その立場は従業員ではありません。

仮に、責任役員が従業員だとしたら、「宗教法人の指揮命令によつて宗教法人の事務を決定する」という可笑しいこととなります。

責任役員は、誰からの指揮も命令を受けることなく、自己の責任において、宗教法人の事務を決しなければなりません。

### 役員を兼ねる従業員

規模の小さな会社では、代表取締役と同様、取締役も全員が従業員であるという例も珍しくありません。

規模の大きな会社でも、「取締役営業部長」「取締役工場長」「取締役支店長」など、従業員を兼ねる役員も多数います。

従業員として入社してから勤務業績が認められて役員に選任され、従業員を続けながらの役員としての責任を務める者です。

これらの場合にも、「従業員である限度」で厚生年金に加入することが可能であるとされています。

寺院でも、長年、檀信徒で寺院の職員として勤務してきた者を責任役員で選任する可能性があるでしょう。

### 住職は労働者か？

さて、最も問題となるのは住職です。

寺院においては、住職は宗教上

の最高指導者であり、住職が誰かの指揮・監督・命令の下に置かれていることはありません。

もちろん、住職も、所属の宗派や本山の監督や命令を受け、教区や組の指揮下に置かれています。が、なによりも仏意を解し、仏法に則つて宗務を果たす聖職です。

住職の任命権者は宗派の管長であり、寺院でも、その宗教法人でもありません。

### 住職が労働者だとしたら(1)

仮に、住職が労働者であるとしたら、労働者たる住職を雇用する使用者は宗派ということになり、宗派は、各寺院に労働者たる住職を派遣する労働者派遣事業者ということとなります(労働者派遣事業法)。

労働者派遣とは、自己の雇用する労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいいます。つまり、住職は、宗派の雇用関係のもとで、寺院に派遣され、寺院の指揮命令を受けて、寺院の労働に従事させられる労働者とい

うこととなります。ありえないことでしょう。

そして、宗派は、厚生労働大臣に申請して労働者派遣事業の許可を受けなければなりません。現況では、すべての宗派が無許可営業をしていることとなります。

さらに、その場合、労働者たる住職と使用者たる宗派とは対等の立場における合意に基づいて労働契約を締結することになります(労働契約法)が、ありえない話でしょう。

### 住職が労働者だとしたら(2)

仮に、住職を雇用するのが寺院やその宗教法人であるとしたら、住職と寺院やその宗教法人とが対等の立場における合意に基づいて労働契約を締結することになります。

寺院やその宗教法人といつても、住職抜きなので、檀家総代といふことになるでしょうか。その場合、住職と檀家総代が対等の立場で住職の労働条件を協議するといふこととなりますが、そのよう

な図式もありえないことでしょう。

### 住職が労働者だとしたら③

住職が労働者だとしたら、第一に、労働基準法が適用されます。

労働基準法では、労働時間は、週四十時間以内、その各日八時間以内に限られ、それ超えると時間外労働となり、五割以上の割増賃金が必要となります。

労働時間が六時間を超えると四十五分、八時間を超えると一時間の休憩が必要となり、週一日または四週間四日以上の日が必要で

す。全労働日の八割以上出勤した労働者には十日に継続勤務一年で一日ないし六年以上で十日を加算した年次有給休暇を与えなければなりません。

常時十人以上の労働者を使用する使用者は就業規則を作成して労働基準監督署に届け出なければなりません。この寺院が使用者なら適用されませんが、宗派であれば適用となります。

最低賃金法が適用され、最低賃

金以上の賃金の支払いが義務とされ、労働者の団結権・団体交渉権・争議権（ストライキ）が保障され（憲法）、労働組合法も適用されます。

また、男女雇用機会均等法が適用され、採用の機会均等や労働の内容等における差別的取扱いの禁止が求められます。女性活躍推進法も適用されます。

育児休業等法が適用され、育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇を与えること、時間外労働の制限が求められます。

### 住職の家族は労働者か？

住職の家族は住職の収入によって生活する者ですが、寺院において住職の助けとして働いている人も多いでしょう。

その場合、無給であれば何の問題もありませんが、有給であれば「常時雇用の従業員」に該当し、厚生年金に加入の義務があります。もちろん、七十歳以上の方であれば対象外です。

住職の家族であっても、僧侶と

して寺院にお勤めになる方は、労働者ではなく、宗教法人の従業員となりませんから、厚生年金に加入の必要はありません。

### 社会労働保険とは

労働者やその家族の生活を保障するための法律上の制度として、

①労働者災害補償保険（労災保険）、②雇用保険（失業保険）、③健康保険、④厚生年金の四つが定められています。

すべて強制加入であり、使用者または労働者が自由に選択できる制度ではありません。

今、問題とされているのは厚生年金のみですが、厚生年金に加入の義務のある者は、他の三つ（労災保険、雇用保険、健康保険）にも加入の義務があります。

したがって、厚生年金だけが問題ではないということです。ちなみに、労働者でない国民の場合は、①国民健康保険と②国民年金の二つが強制加入とされています。

### 最後に

このように、「寺院の厚生年金加入問題」と呼ばれていますが、寺院が厚生年金に加入するかしないかという問題ではなく、「住職が労働者であるか否か」という問題です。

住職が労働者であれば、労働基準法や労働契約法など労働法が適用され、労働者の補償のための労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金の四つの保険に強制加入となります。

住職が労働者でなければ、労働法は適用外となりますし、労働者のための四つの保険も非適用です。代わって、国民健康保険と国民年金が強制加入となります。

住職が寺院の指揮命令によって寺院の労働に従事する労働者であるとは考えられないことですが、あえて住職と労働契約を締結し、労働基準法に基づいた労働関係にある寺院にあっては四つの保険も適用となるのは当然のことです。

# 観光立国と新自由主義、巻き込まれる宗教

龍谷大学非常勤講師

湯川宗紀

「反転攻勢」、なんとも勇ましく勢いのある言葉であるが、これは

2021年11月19日、岸田新内閣で閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」、その中の「観光立国の復活」で語られている言葉である。曰く、「来るべきインバウンドの回復に備え、反転攻勢の基盤を構築するため、訪日外国人旅行者の受入環境を整備」である。国も、また社会全体も、観光がうまく機能すればコロナ禍で落ち込んだ経済は回復できる、いや、コロナさえ無ければ観光での「立国（国の繁栄）」は可能であった（のかもしれない）。コロナ禍にあつては多くの問題を抱えていた観光事業さえも、唯一の光明、万能な道具に錯覚してしまうのかもしれない。

ご存じのように京都ではコロナ禍以前、住宅街や生活の場へも大量の観光客が押し寄せ、市民生活に支障をきたすようになった。ホテルや民泊などの宿泊施設が増え

た結果、地価の高騰、一般層への住宅供給の減少により、若年層、子育て世代等は他地域への流出することになった。観光が地域住民

の生活基盤にフリーライドする形で展開され、その結果が「京都では観光がとて活況なのに、市の税収はまったく伸びていません」（日経ビジネス2016年5月9日号）という京都市長の発言は地域住民にとっては踏んだり蹴つたりのものであった。

日本が国を挙げての観光事業に突入していくのは、2001年から始まる小泉内閣時代である。小泉内閣の掲げた「聖域無き構造改革」は改革の美名の下、国はこれまでのように地方への財政支援は行わない、引き替えに地方が自助と自立の精神、知恵と工夫の競争による活性化を行いやすくするための規制緩和を行う。新自由主義を基調とした競争と自己責任の政策である。そして、地域の自助と自立、知恵と工夫の競争の道具

として提示されたのが観光であった。

2007年「観光立国推進基本法」が施行される。この法律の前文には日本国憲法を模した崇高な理念がうたいあげられているが、中心となるのは地域経済の活性化、雇用の機会の増大、国民経済のあらゆる領域にわたる発展、といった経済的な文言である。日本経団連も「観光立国」を「国家百年の計」として重要な国家戦略の一つに位置づけるよう訴えかけ、翌2008年には観光庁が設置される。この流れは現内閣への方針へも引き継がれていく。

ただ、観光立国推進基本法では地域の主体性を強調するも、地域は国策である観光事業を自主的かつ主体的に実施する責務があることにされ、コロナ禍で自粛を強制したような、日本ならではの自主性、主体性が定められている。そればかりか住民は魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよ



う努めなければならなくなっている。気づけば、あらゆるものを巻き込み総動員しながら日本の方針は、これまでの「国土の調和の取れた発展」から、「国際競争力の高い魅力ある観光地の形成」へと変化し、地域間の観光競争が始まっていたのである。

国の財政支援を削減され、自主的かつ主体的に国の施策を実行しなければならぬ地方自治体、そして観光地の形成に積極的な役割を果たさなければならぬ住民は、生き残りをかけて観光を用いたまちづくりを展開していくことになる。そこには地域の伝統文化とされた宗教も巻き込まれることになった。

ある地域では観光に消極的な宗教施設に対して、「あそこは、どうも固辞してるんですよね。そこから行政も困ってますわ、色々な面で。これから観光でやって行く」という町づくりしてるのに」という不満が住民から表出し、その

結果、直接的な国家の強権でも、大資本の誘惑でもなく、「地域のため」という力によって「旅館もおみやげ物屋さんもお寺もお宮も手を携えてやっていかなあかんと」いうのが、地域の使命」として観光を受け入れなければならないものとして諦観するに至った事例もあった(湯川 『国家と宗教』 下巻 2008)。

自分が望まない場所に道が通ったとしても、多くの人がそれを利用することになると、地域でその道を利用保つていくことになる。そうなると思っても自分もかわらざるを得なくなり、その道を利用することになる。同じように望むと望まないに抛らず、まちづくりに観光が埋め込まれることになる。自分の生活も観光に巻き込まれ、依存しなければならなくなる。

コロナ後の「観光立国の復活」、海外から押し寄せる(であろう)観光客をどう受け入れるのか、反

転攻勢の基盤を構築、宿泊需要の受け皿として、国は寺院を参拝して通過していくだけの場ではなく、宿泊し、コンテンツを消費することによってお金を落とすという滞在型観光の場、日本ならではの文化が体験できる宿泊施設として活用しようという試み、寺泊(てらほく)を開始した。

各寺院が「宗教」を辞し、観光施設として寺院を運営するのではなく、日々の法務をこなしながら観光・宿泊業を行うのである。集客、予約、接客、食事、宿泊、コンテンツの作成・実施等々を行わなければならない。写経や座禅といった宗教的行為を「高付加価値の体験型コンテンツ」、観光商品とすることへの問題もさることながら、果たして未経験の宗教家が観光・宿泊業を行えるのか、観光事業とはそう容易いものなのか。これらの不安に対して観光庁はそれらの経費の半額、最大780万円補助金、そして専門家による

無料のコンサルティングも行う大盤振る舞いの公募を行い、各寺院が様々な思いをもってチャレンジし、既に採択された寺院もある。

観光庁は寺泊を大きな宿泊施設のある都市部ではなく、「地方部における訪日外国人旅行者の長期滞在や旅行消費額の増加等」を目指すものとしている。地方の観光事業、日本全体が観光に突き進む以前、1980年代後半に国は、主産業である農林漁業の衰退にあえぐ全国の農山漁村地域に「都市との交流」としてあたらしい観光、グリーンツーリズムを提示した。このグリーンツーリズムの成功例、目指すべきモデルとまで評価された町が京都の山間にある。

この町は地域にあった農山村景観を観光資源としてグリーンツーリズムを展開し、観光客を劇的に増やしただけでなく、Uターン・イターン移住者をも呼び込み、一時は人口減少にも歯止めをかけるほどであった。しかし、また急

激に人口が減少し始めた。モデルと評価された地域でさえ、高齢化と人口減少により毎年行われていた地域住民主体の観光誘客イベントも開催が危ぶまれるほど、労働力不足、人手不足が深刻化し始めたのだ。

2017年、「限界国家に向かう日本の未来年表」（週刊朝日 2017年8月4日号）が発表された。その内容は、2035年日本の人口の4割が60歳以上、2040年自治体の半数が消滅の危機に、2055年75歳以上の人口が2446万人（4人に1人が後期高齢者）、2053年日本の人口が1億人を切る、という衝撃的なものであった。

現在日本は毎年大阪の茨木市、寝屋川市規模の人口が消えていく人口減少社会であり、それは更に加速していくことが予想されている。日本全体の人口が減れば、農山漁村地域の人口も減り、都市から農山漁村地域へ移住する者の数

も当然減少し、必死にがんばる小さな町の努力だけではどうしようもないところまできてしまった。

なぜ、人口は減り続けるのか。2021年に内閣府から発表された「少子化社会対策白書」によると2020年の生涯未婚率は男性で25・7%、女性で16・4%となっており、今後も増え続けていくと予測されている。価値の多様化、「草食系」などの言葉が一時期もて囃されたが、国立社会保障・人口問題研究所の発表によると、「いざれ結婚するつもり」と答えた18〜34歳の未婚者は、年々数を減らしてきてはいるが2015年、男性で85・7%、女性で89・3%にも上る。ではなぜ、結婚する人は増えないのか。同じく人口問題研究所の発表によると、結婚の最大の障害は男女とも半数近くが「結婚資金」と答え、ダントツの一位であった。ではなぜ、資金がないのか。一般労働者の賃金が30年近く上昇せず、下手をすると下降し

ているからである。しかしこの国から資産がなくなっているわけではない。あらゆる調査、研究で日本国内の富裕層は益々豊かになっていることが語られている。日本にある資産が一部に集中し大多数が貧しくなっている。結婚すら難しい現状で人口増加に転じる三人以上の子供を産み育てていくのは、現在の日本では容易ではない。富の偏在、これは新自由主義政策がもたらした最たるものである。

2010年、国は「観光立国の実現に向けた取り組み」で「少子高齢化で成熟した社会には、観光振興⇨交流人口の拡大、需要の創出による経済の活性化が有効」であり、「観光は少子高齢化時代の経済活性化の切り札」であるとしている。「観光」は「切り札」なのである。

しかし先の京都市長は「京都では観光がとても活況なのに、市の税収はまったく伸びていません」発言の続きに「観光業で働く人の

75%が非正規雇用であることと無関係ではない」と述べている。グリーンツーリズムの成功例、目指すべきモデルとされた町の住人は「客単価も下がっているといますね。まあ、金落とさへんようになってきたよな」と語る。

国は観光という切り札を切り続け、まちも観光埋め込んだものに造りかえられていく。人々は望むと望まないにと抛らず、観光に巻き込まれ、依存しなければならなくなる。それは宗教のおかれた状況もおなじであった。

観光立国基本法の前文には「観光は、国際平和と国民生活の安定を象徴するものであって、その持続的な発展は、恒久の平和と国際社会の相互理解の増進を念願し、健康で文化的な生活を享受しようとする我らの理想とするところである」と述べられている。果たして今の状況はその理念と合致しているのだろうか。

事業・活動報告

令和三年七月一日〜令和三年十二月三十一日

\*は当会主催の行事・会合

令和三年

七月 七日 京都府宗教連盟令和三年度委員総会出席

於 立正佼成会京都普門館

七月 七日 近畿宗教連盟令和三年度第一回常任理事会出席

於 立正佼成会京都普門館

七月 十日 水戸市教育委員会主催世界遺産登録推進フォーラム「近世日本の教育遺産群を世界遺産に」出席

於 水戸市総合教育研究所

\* 七月二十八日 斎場焼骨灰供養法要開催

於 相国寺

\* 七月二十九日 参勤僧会議開催

於 順正

\* 八月 三日 『京仏』夏季号会報発送

於 京都仏教会事務所

\* 八月十六日 たなばた願文お焚きあげ・五蘭盆会採燈大護摩供法要開催

於 清水寺南苑

\* 八月二十六日 常務理事会開催

於 聖護院門跡

\* 八月二十九日 宗教と社会実践センター第九回研究会開催

於 相国寺承天閣美術館

\* 八月二十九日 宗教と社会実践センター運営会議開催

於 京都仏教会事務所

\* 九月 四日 西本願寺音舞台 無観客開催

於 西本願寺

\* 九月 六日 京都国立近代美術館企画展「発見された日本の風景美しかりし明治への旅」内覧会出席

於 京都国立近代美術館

九月 九日 世界小児がん啓発キャンペーン開催東寺五重塔ライトアップ出席

於 東寺

九月十一日 京都市深草墓園秋季慰霊法要参列

於 京都市深草墓園

九月二十七日 全日本仏教会公開WEBシンポジウム「被害者・被害者家族と共にあるなかで」出席

於 京都仏教会事務所

\* 九月二十九日 斎場秋季彼岸焼骨灰供養法要開催

於 永観堂禅林寺

\* 九月三十日 令和三年度第二回定例理事会開催

於 相国寺承天閣美術館

十月 一日 総本山園城寺(三井寺)第一六三代長吏・天台寺門宗前管長福家英明 師本葬参列

於 園城寺勸学院

十月 五日 宇治市観光協会発案寺院共通拝観券について 長澤事務局長が櫻井氏の意見書をもって出向く

於 平等院

十月十二日 大阪府宗教連盟令和三年度理事総会出席

於 住吉大社吉祥殿

十月十三日 園部町仏教会新会長自坊へ長澤事務局長訪問

於 寶福寺

十月二十七日 大分県日田市長来訪

於 京都仏教会事務所

十一月 一日 古典の日フォーラム二〇二一開催

於 京都劇場

十一月 八日 明日の京都文化遺産プラットフォーム第十一回フォーラム「感染症を乗り越える」出席

於 立命館大学朱雀キャンパス

十一月 十日 全日本仏教会第三十三回理事会WEB会議出席

於 京都仏教会事務所

十一月二十日 大阪府仏教会第五十六回仏教徒大会出席

於 ホテル日航大阪

十一月二十四日 元理事江上泰山師本葬参列

於 真如寺

\* 十二月 二日 参勤僧会議開催

於 順正

\* 十二月 六日 成道会並びに永年勤続住職表彰式開催

於 泉涌寺

\* 十二月 七日 常務理事会開催

於 聖護院門跡

\* 十二月 十日 嵐山花灯路開始(十二月十九日迄)

於 聖護院門跡

\* 十二月十一日 宗教と社会実践センター第十回研究会開催

於 相国寺承天閣美術館

\* 十二月十一日 宗教と社会実践センター運営会議開催

於 京都仏教会事務所

\* 十二月十一日 宗教と社会実践センター運営会議開催

於 京都仏教会事務所

## 京都府 京都未来の匠 「技の継承」 事業

### — 各ご寺院所蔵の未指定文化財の修復・復元 —

1. 目的 伝統産業の未来を切り開くため、京都が文化的に保持してきた繊細かつ高度なもののづくりを通して、失われつつある貴重な伝統産業の技術・技法を次世代へ継承するとともに、次代を担う後継者の育成を図る。
2. 内容 祇園祭各山鉾保存会や京都府内の社寺等が所有・管理する貴重な文化資料の復元新調等を通じて、若手職人(京もの認定工芸士)等が京の名工等の指導を受けながら、高度かつ稀少な技術の修得・技術向上を目的とした技術の研鑽・修得を行う。
3. 事業主体 各山鉾保存会、社寺等
4. 対象経費 染織品及び工芸品等の文化資料の復元新調等に係る経費(人件費、材料費、事務費等)
5. 補助率 2/3以内
6. 補助限度額 5,000千円/物件

ご相談は京都仏教会へご連絡下さい TEL 075-223-6975

## 書籍の紹介



お申し込みの方は京都仏教会へご連絡下さい  
 TEL 075・223・6975  
 FAX 075・223・6976

## 文化庁がいよいよ京都へやってきました

明治以来初の中央省庁移転となる文化庁の京都への全面的な移転は、2022（令和4）年度中の業務開始を目指し、準備が進められています。

文化庁の京都移転は、地方の目線・地方創生の観点に立った文化行政の推進を目指すものであり、都市から地方へという価値観の変化が見られる中、その効果に一層の期待が高まっています。文化庁京都移転ロゴマーク等を積極的に活用し「文化庁京都移転プラットフォーム（ロゴマークを使用していただける皆様が構成員）」の一員となって、文化庁の京都移転の盛り上げをお願いします。

それぞれが実施される行事等で

**「文化庁京都移転ロゴマーク」の使用**

**イベント名やサブタイトル等に「文化庁京都移転」の使用**

をご検討いただけませんか。

文化庁京都移転（連携、記念、機運醸成など）事業

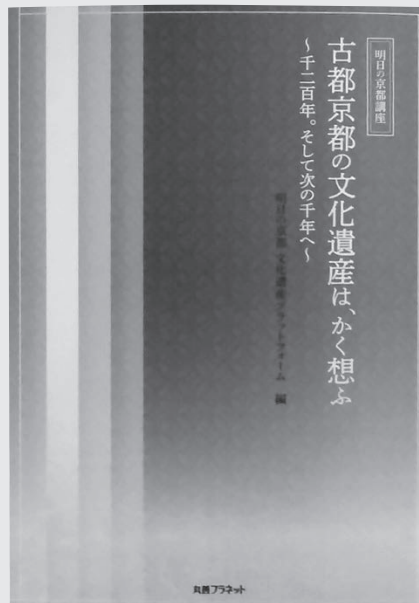
〇〇〇〇〇〇記念行事

～文化庁京都移転をむかえて～



詳しくは文化庁京都移転準備実行委員会HP <https://bunka-iten.Kyoto/>

## 書籍の紹介



明日の京都文化遺産プラットフォーム編

お申し込みの方は京都仏教会へご連絡下さい  
TEL 075・223・6975  
FAX 075・223・6976

## 寺院会費

当会もおかげさまでもちまして仏教諸行事、文化福祉、研究活動等順調にかつ積極的に推移してきております。これもひとえにご寺院各位のご理解・ご協力の賜物と存じます。今後はますます京都が宗教都市として発展しつづけるために、布教・広宣を行い、また多様化する現代社会の情報提供や宗教学法に關する諸問題につきましてもお役に立てるようはかつて参りたいと存じます。つきましては通信費の一部として令和3年度分の会費を同封の郵便振替にてご納入の程、よろしくお願い申し上げます。

## 賛助会費

各界一般会員のみなさまにおかれましてはご健勝のことと存じます。平素は何かと本会の活動に対し、ご理解、ご協力賜り厚く御礼申し上げます。おかげをもちまして賛助会員につきましては年々増え続けておりまして有り難いことと存じます。当会も各界のみなさまとともにこの歴史と伝統のある京都において様々に交流や文化事業を通じて、よりよい京都に発展すべく努力して参りたいと存じます。当会の会報を年二回お送り申し上げますことや諸行事のご案内をみなさまとの情報交換の場とし、今後も活動をしてゆきたいと存じます。各位におかれましては、なにとぞこの趣旨にご賛助賜り令和3年度分の賛助会費のご納入をよろしくお願い申し上げます。なおご納入は同封の郵便振替にてよろしくお願い申し上げます。

発行日 令和四年一月二十五日

発行所 一般財団法人 京都仏教会

〒602-0898 京都市上京区今出川通

烏丸東入相國寺門前町

六三六一一

電話 (〇七五)二三三―六九七五

FAX (〇七五)二三三―六九七六

表紙写真 城陽市歴史民俗資料館提供

印刷所 (株)精巧社

筆・墨・硯・紙・簡易表装・短冊  
色紙・中国製筆・墨・硯・紙

株式会社 **松 棋 園**

〒600-8075

京都市下京区柳馬場通仏光寺下ル  
電話 (075) 351-6380 (代表)  
FAX (075) 361-8006

税理士法人 **古都**

〒600-8431

京都市下京区綾小路通室町西入る  
善長寺町139番地AMI四条烏丸ビル405号  
TEL・FAX: 075 (352) 7778  
E-mail: nakamasa@bridge.ocn.ne.jp

# お葬式 家族葬 公益社

北ブライツホール [堀川紫明] 山科ブライツホール [五条外環]  
 中央ブライツホール [五条東山] 伏見ブライツホール [丹波橋新堀川北]  
 南ブライツホール [油小路八条] 向島宇治ブライツホール [宇治槇島]  
 西ブライツホール [五条西大路] 大津ブライツホール [大津駅南]  
家族葬専用 別邸 向島宇治 [宇治槇島] 家族葬専用 別邸 大津 [大津駅南]

☎ 0120-004-200

24時間365日対応、無料相談

公益社 京都

検索

## 葬 儀

— 人生の終り、もうひとつの門出を美しく —



もよりの営業所へご連絡ください。(24時間営業)  
 寝台自動車のご用命も承ります。

京都営業所 ☎(075) 682-4444  
 宇治営業所 ☎(0774) 32-4242  
 高槻営業所 ☎(072) 682-1121  
 大津営業所 ☎(077) 524-4444  
 亀岡営業所 ☎(0771) 22-0042

24時間365日 無料受付

まずはお気軽に  
 お問い合わせください。



0120-094-110

お供養 110番

セレマ

検索

経済産業大臣認可/全日本葬祭業協同組合連合会加盟

### 京都中央葬祭業協同組合員名簿

<http://www.kyosokyoku.jp/>



信頼と安心の

### 全葬連 葬祭サービスガイドライン

●事前相談 ●サービス内容の説明 ●明瞭価格 ●アフターサービス

京葬協は、葬祭サービスガイドラインを遵守いたします

会 社	代 表 者	電 話	所 在 地
㈱ まる い ち	小林 正明	075-441-6254	上京区千本上立売通作庵町518
(有) 京 都 日 葬	九谷田満雄	075-811-4242	中京区西ノ京塚本町13-11
花 安	吉村 和	075-463-7276	中京区西ノ京御輿岡町20
㈱ 公 益 社	松井 雄	075-221-4000	中京区烏丸六角上饅頭屋町608
㈱京都セレモニー	松井 雄	075-221-8400	中京区烏丸六角上饅頭屋町608
㈱公益サービスセンター	松井 信五	075-551-3422	東山区清閑寺山ノ内町46-2
篤政葬儀社	滝口 泰彦	075-691-0826	南区東九条北烏丸町14
ライフアンドデザイン グループ(西日本㈱)	伊藤 健	075-933-4242	南区久世高田町35-3
あ め 直	阪邊賀津子	075-611-0400	伏見区京町六丁目54-1
㈱のじり葬儀店	野尻義樹	075-611-4211	伏見区治部町123
㈱ 山 長	山田 一	075-861-1422	右京区太秦西蜂岡町1
㈱ ア シ ス	岡本 研三	075-932-4242	向日市寺戸町西田中瀬3

会 社	代 表 者	電 話	所 在 地
(有)城陽葬祭村	杉村 等	0774-52-2140	城陽市久世南垣内116
㈱宇治葬祭篤辰	木村久孝	0774-31-8072	宇治市五ヶ庄芝の東53
山城葬祭(株)現丸屋	小川 保善	0774-82-2064	綴喜郡井手町井手柏原83-2
(有) 花 福	福田善文	0774-82-2016	綴喜郡井手町井手宮ノ本89
(有) 阪 口	阪口 仁	0774-76-2146	木津川市加茂町駅西1-5-3
平 城 公 益 ㈱	西川 弘人	0774-72-5709	木津川市相築島井7-1
㈱ 松本 仏具店	松本 光雄	0771-22-0279	亀岡市安町86
(有) い ち た に	一谷和弘	0771-62-4949	南丹市園部町小山山東町水無38
㈱セレモニーまつだ	松田 政一	0772-46-2264	与謝郡与謝野町宇弓木956
おのえメモリアル(株)	尾上 雄紀	0772-42-5555	与謝郡与謝野町算所229-1
令 和 (有)	寺尾 純	0772-72-2002	京丹後市網野町網野3156

最近のお葬式はどのように行われているか、また、費用はいくら位かかるか!? など、お葬式の内容を知りたい方は、上記の各店へ電話でお問い合わせ下さい。

京石塔  
石工事  
記念碑

**寅** 株式会社 **石寅**®

石工事・土木工事・造園工事（京都府知事認可）

本店（〒616-8376）京都市右京区嵯峨天竜寺瀬戸川町1-10  
電話(075)881-1481番 FAX(075)881-1480番

新丸太町店（〒616-8305）京都市右京区嵯峨広沢御所ノ内町33-2  
電話(075)882-2124番 FAX(075)882-2128番

丹波営業所（〒622-0211）京都府船井郡京丹波町上野中野31-1  
電話(0771)82-2681番 FAX(0771)82-2751番

京丹波店（〒622-0213）京都府船井郡京丹波町須知天神18-1  
電話(0771)89-1481番 FAX(0771)89-1480番

石寅ホームページ URL:<http://www.ishitora.co.jp/>



**石 北尾石材**

URL:[www.good-stone.com](http://www.good-stone.com)

大原店/八潮店/市原野店/京北店

TEL:075-781-9523 FAX:075-781-0510

〒608-8225 京都市左京区東大路百萬遍止る東側

文化財建造物修復・社寺建築設計施工

**園** 木澤工務店

代表取締役 木澤善之

本社 京都市左京区浄土寺真如町111番地-1  
TEL(075)751-0628(代) FAX(075)752-9430

営業所・工場 滋賀県愛知郡愛荘町中宿173番地  
TEL(0749)42-2859(代) FAX(0749)42-5727

授与品・記念品・その他一式

**井筒授与品店**

フリーダイヤル TEL 0120-075-820  
フリーダイヤル FAX 0120-075-890

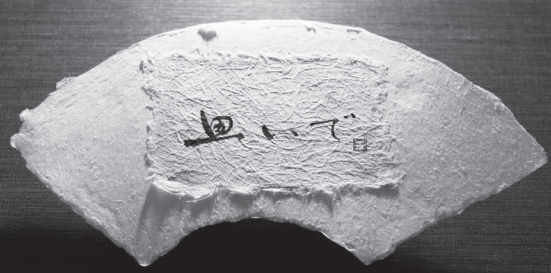
〒601-8348  
京都市南区吉祥院観音堂町23番地  
E-Mail:[izutsu5@iz2.co.jp](mailto:izutsu5@iz2.co.jp)




世界の歴史都市、  
京都の中央に位置し、  
世界文化遺産「二条城」の前に佇む  
ANA クラウンプラザホテル京都。

**ANA CROWNE PLAZA KYOTO**

ANAクラウンプラザホテル京都  
〒604-0055 京都市中京区堀川通二条城前  
Tel 075-231-1155  
[www.anacpkkyoto.com](http://www.anacpkkyoto.com)



京都人さえもが恋するホテル。

**京都ブライトンホテル**

〒602-8071 京都市上京区新町通中立売(御所西)  
TEL.075-441-4411  
<http://kyoto.brightonhotels.co.jp>



京表具

表具全般 古書画修復

前田秀畹堂

〒604-8121  
京都市中京区柳馬場通錦小路上る  
TEL.FAX. 075 (221) 5754

社寺建築設計施工

伸和建設株式会社

代表取締役 北尾行弘

〒615 京都市右京区西院上花田町21  
-0007 (西大路三条西入ル南側)  
電話 075-311-0054 (代表)  
FAX 075-322-0152

お墓の事ならなんなりと

一般建設業の許可：京都府知事 許可（般-23）第38917号



石のカウンセラー  
株式会社 石 都

みやこ

遠近を問わず  
お伺い致します  
(見積り無料)

ヨクソ ヨイイシ  
☎ (075)491-4114(代) FAX(075)491-2426

京都市北区小山北玄以町24番地（上賀茂橋西詰バス停前）



伝統の心を映した  
古都のやすらぎ

ご宿泊や、おくつろぎのひとつに  
また、会合などさまざまなお集まりに、  
お気軽にご利用ください。

ご予約・お問い合わせは

◆東急ホテルズ予約センター◆

東京予約センター Tel.(03)3462-0109  
札幌予約センター Tel.(011)533-1090  
名古屋予約センター Tel.(052)202-1090  
大阪予約センター Tel.(06)6314-1090  
福岡予約センター Tel.(092)262-1099



京都 東急ホテル

〒600-8519 京都市下京区堀川通五条下ル(西本願寺北側)  
Tel: 075-341-2411 Fax: 075-341-2488  
www.kyoto-h.tokyuhotels.co.jp



なご すみか  
こころ和める、ここだけの栖

洛北の豊かな自然の中で  
ごゆっくりとお過ごしください。




ザ・プリンス 京都宝ヶ池  
〒606-8505京都市左京区宝ヶ池  
TEL : 075-712-1111



Seibu Group 大切な人を、ほほえむ人へ。

35<sup>th</sup> anniversary




桑は  
京都の  
地域資源

生活習慣を見直し  
たい方は、ぜひ  
お試しください。

含まれています。  
欠かせない成分も  
わが体にも  
食物繊維といっ  
ピタミンや

成分です。  
見つかっていない  
これは桑葉以外に  
抑える三という  
血糖値の上昇を  
桑葉には・・・



げん  
ぼよう  
そう  
桑

農林水産省  
経済産業省  
認定

桑に関するお問い合わせは…

**おのみや** 本舗

株式会社おのみやす本舗  
TEL 075-791-1728    http://www.onomiyasu.co.jp  
FAX 075-791-1745    info@onomiyasu.co.jp

心和むひととき…… JUNSEI

名物ゆどうふ

# 南 禅 寺 順 正

左京区南禅寺門前 TEL (075) 761-2311  
FAX (075) 751-8812

清水順正おかべ家  
清水寺門前……TEL (075) 541-7111  
祇園円山かがり火  
円山公園駐車場前…TEL (075) 541-0002

古美術

# 好古堂

〒605-0811 京都市東山区建仁寺東

TEL・FAX 075-525-9111

www.koukodokyoto.com

精進料理

# 上 幸

〒604-8503 京都市中京区大宮通り錦上ル

電話 (075) 821-3872  
(075) 821-3837

絵画・墨蹟・一般表具 / 仏画・仏具修理 / 文化財調査  
御本山御用達・京表具・古文化財保存修理研究所



www.koetsuan.com

こう えつ あん

# 浩 悦 庵

有限会社矢口浩悦庵

文化財 IPM 赤外線調査 高精細複製印刷

〒602-8025 京都市上京区衣棚通丸太町上る今薬屋町 31 8 番地  
本社・工房 Tel.075-254-6021/ Fax.075-254-6022 東京営業所 Tel. 042-442-0177

西本願寺音舞台



2021年9月4日 無観客開催



# 京都知新

KYOTO CHISHIN



京都の伝統を引き継ぎながらも、時代の新しい挑戦を追求している  
新進のアーティスト・画家・職人などの作品や生き様を丁寧に紹介しています。  
毎週日曜 朝6時15分～6時30分 MBS 毎日放送 4ch にて放送中(関西地区)



——— 京都知新 WEB でも様々なコンテンツをお届け! ———

京都に住んでいる人の目線で、町、食、旅などの情報を発信中です



飾らない京都  
きょうのちしん



美味なる京都  
食知新



知りたい京都  
旅知新

サイトへ  
今すぐアクセス!

